

青森県における移行認定又は移行認可の申請に当たって定款
の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について

平成 20 年 12 月 22 日
青森県公益認定等審議会決定

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）に規定する移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項については、「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（平成 20 年 10 月 10 日内閣府公益認定等委員会決定）のとおりとする。